

ろうとしている。

(iii) 2020年東京五輪文化プログラム  
2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に併せて実施される文化プログラムの具体化に向けた検討を行っている。

(iv) 文化振興施策の企画調整  
文化振興施策のための総合的企画、文化庁との連絡調整、全国主要都道府県及び大都市文化行政連絡会議等の広域連絡会議、その他区市町村や文化団体等との連絡調整や文化活動等に関する各種調査等を行っている。

また、都立公園等における野外芸術作品の設置及び保守管理や、昭和初期を代表する文化的・建築史的建物である旧小笠原邸の保存活用等を行っている。

② 文化事業の推進について

(i) 各種文化事業や記念行事の実施

舞台芸術の振興として、都民芸術フェスティバルの開催や、子供向け舞台芸術参加・体験プログラム事業の実施、島しょ芸術文化振興事業、アジア舞台芸術祭を実施している。また、文化行事として、名誉都民や東京都栄誉賞などの顕彰制度、都民の日記念行事、隅田川花火大会への助成、東京都平和の日記念行事、芸術文化を活用した被災地支援事業等を行っている。

(ii) 東京文化発信プロジェクト事業の実施

「世界的な文化創造都市・東京」の実現に向けて、イベントやフェスティバル、子供・青少年向け体験プログラム、まちなかで展開するアートプログラム、国際ネットワーク形成等の事業を実施し、東京から新しい文化の創造・発信、芸術文化を通じた子供・青少年の育成、多様な地域の文化拠点の形成を図ろうとしている。

(iii) アーティスト支援の実施

新進美術作家を対象に、東京都現代美術館及び都庁舎内壁面を作品発表の場として提供するトーキョーワンダーウォールや、国内外の若手芸術家・グループの育成を図るため、作品の展示や芸術家同士及び作家と都民等との交流を実施するトーキョーワンダーサイトの運営、公共空間を活動の場として提供するヘアニアートスペース事業、都立施設の壁面等をペインティングの場として開放するストリートペインティング、都の遊休施設を活用し、舞台芸術の練習・創

作の場を提供する東京舞台芸術活動支援センター(水天宮ピット)事業等に取り組んでいる。

③ 文化施設の管理運営について

都における芸術文化の振興を図るため、条例等によって設置された文化施設7館(東京都江戸東京博物館、東京都写真美術館、東京都現代美術館、東京都美術館、東京都庭園美術館、東京文化会館、東京芸術劇場)の管理運営を行っている。展覧会や公演等により歴史資料や芸術作品に接する機会を提供するほか、貴重な資料・作品の収集及び調査研究、教育普及活動、他施設とのネットワーク化の推進や国際的な施設間連携を展開している。

④ 監理団体への補助について

都における芸術文化の振興並びに都市の歴史及び文化の継承とその発展を図り、もって創造性に満ち、潤いのある地域社会づくりに寄与することを目的として設立した公益財団法人東京都歴史文化財団に対し、その運営に要する経費の補助を行っている。

また、交響楽を通じて都民の情操を豊かにするとともに音楽芸術の普及向上を図り、首都の文化発展に寄与することを目的として設立した公益財団法人東京都交響楽団に対し、その運営に要する経費の補助を行っている。

(2) 文化振興費の予算概要について

表 C2-5-1 のとおり、平成 26 年度生活文化局の当初予算において、生活文化費の文化振興費は 17,664,360 千円である。

表 C2-5-1 文化振興費に係る平成 26 年度当初予算額及び決算額の内訳

事項	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	文化振興費に 占める割合 (子算) (%)
文化振興施策の企画調整	8,062,034	7,478,031	45.7
芸術活動の発信支援	71,684	54,568	0.4
文化事業の推進	145,634	142,240	0.8
文化施設の運営	5,228,096	5,228,096	29.6
公益財団法人東京都歴史文化財団助成	1,128,818	957,054	6.4
公益財団法人東京都交響楽団助成	1,050,000	1,050,000	5.9
アーツカウンシル等による文化の創造・発信	1,978,094	1,858,136	11.2
合計	17,664,360	16,768,125	100.0

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

(3) 文化振興部の所管施設について

文化振興部では、都における芸術文化の振興を図るため、条例等によって設置された文化施設 7 館の管理運営を行っている。  
本報告書においては、文化施設について、表 C2-5-2 のとおり、劇場や会館などの「ホール系文化施設」と、博物館や美術館などの「展示系文化施設」に分けて記載する。

表 C2-5-2 文化施設の種類

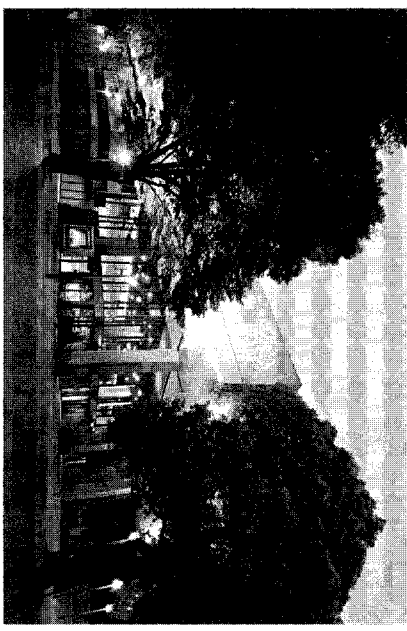
文化施設の種類	文化振興部所管の文化施設
ホール系文化施設	東京文化会館、東京芸術劇場
展示系文化施設	東京都江戸東京博物館、東京都写真美術館、 東京都現代美術館、東京都美術館、東京都庭園美術館

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

① ホール系文化施設について

(i) 東京文化会館  
東京文化会館は、都民に音楽・バレエ等の鑑賞の機会を提供し、次世代の輝きと可能性を感じ育てる場とすることを目的として、設置されている。

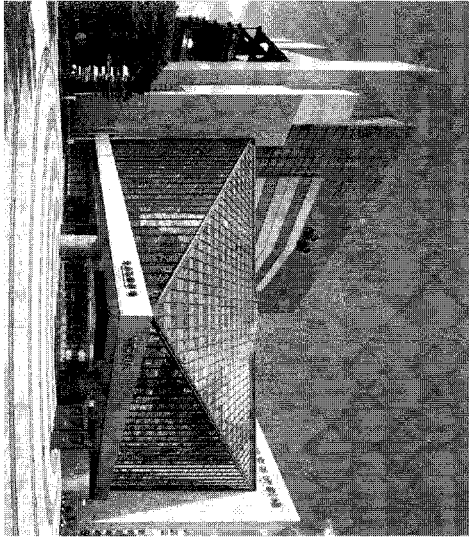
表 C2-5-3 東京文化会館の概要

項目	概要
名称	東京文化会館
開館年月日	昭和 36 年 4 月 7 日
設置根拠	東京文化会館及び東京芸術劇場条例
所在地	東京都台東区上野公園 5-45 (都立上野恩賜公園内)
外観	

(生活文化局「事業概要 平成 27 年版」より監査人が作成)

( ii ) 東京芸術劇場  
 東京芸術劇場は、都民に親しまれる音楽・演劇・歌劇・舞踊等の発表と鑑賞の場を提供することを目的として設置されている。  
 なお、平成24年9月1日にリニューアルオープンしている。

表 C2-5-4 東京芸術劇場の概要

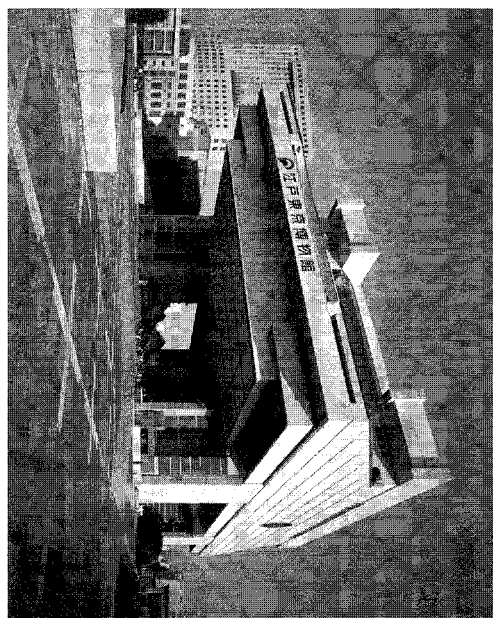
項目	概要
名称	東京芸術劇場
開館年月日	平成2年10月30日
設置根拠	東京文化会館及び東京芸術劇場条例
所在地	東京都豊島区西池袋1-8-1
外観	

(生活文化局「事業概要 平成27年版」より監査人が作成)

② 展示系文化施設について

( i ) 東京都江戸東京博物館  
 東京都江戸東京博物館は、江戸東京の文化を保存し次代に継承するとともに、江戸東京の歴史を振り返り、これからの東京の都市と生活を考える場として設置されている。

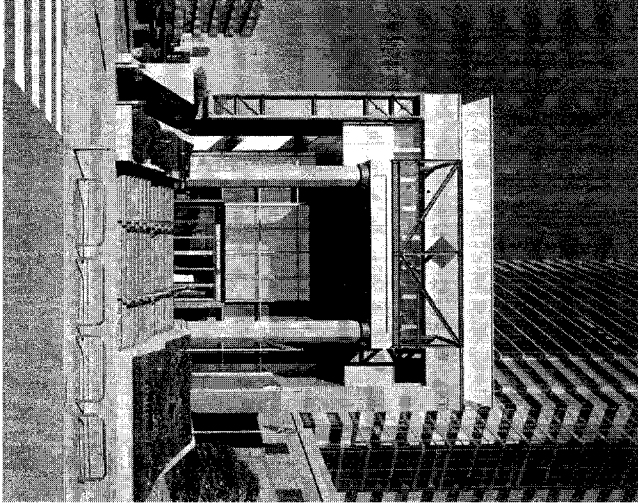
表 C2-5-5 東京都江戸東京博物館の概要

項目	概要
名称	東京都江戸東京博物館
開館年月日	平成5年3月28日
設置根拠	東京都江戸東京博物館条例
所在地	東京都墨田区横網1-4-1
外観	

(生活文化局「事業概要 平成27年版」より監査人が作成)

(ii) 東京都写真美術館  
 東京都写真美術館は、都民が写真をはじめとする映像文化に親しむ新たな文化創造の場、そして国際的な文化交流の場として、設置されている。  
 なお、平成26年9月24日から改修工事に伴い全面休館しており、リニューアルは平成28年9月頃を予定している。

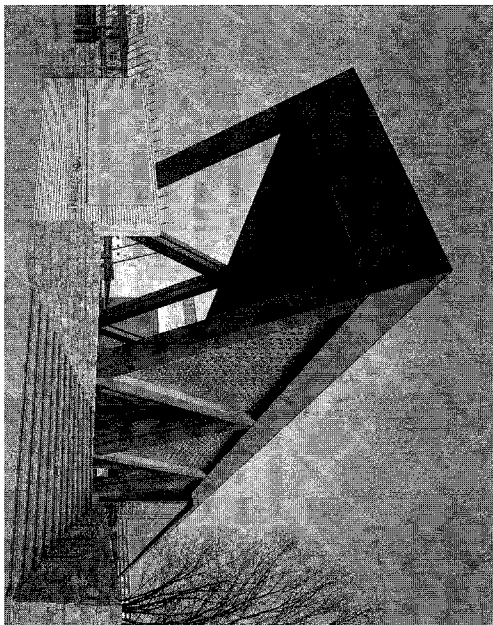
表 02-5-6 東京都写真美術館の概要

項目	概要
名称	東京都写真美術館
開館年月日	平成7年1月21日（平成2年6月1日第一次施設開館）
設置根拠	東京都写真美術館条例
所在地	東京都目黒区三田1-13-3 恵比寿ガーデンプレイス内
外観	

(生活文化局「事業概要 平成27年版」より監査人が作成)

(iii) 東京都現代美術館  
 東京都現代美術館は、都民が優れた現代美術を中心とする美術作品に接する機会と創造・交流活動の場として、また、日本における現代美術の振興を目的として、設置されている。

表 02-5-7 東京都現代美術館の概要

項目	概要
名称	東京都現代美術館
開館年月日	平成7年3月18日
設置根拠	東京都現代美術館条例
所在地	東京都江東区三好4-1-1（都立木場公園内）
外観	

(生活文化局「事業概要 平成27年版」より監査人が作成)